

令和5年度

大阪府非鉄金属製造関連産業

最低賃金専門部会 第1回 会議次第

令和5年8月22日(火) 午後5時00分
(大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B)

1 開 会

2 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和5年度大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金

専門部会資料

資料1	大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会運営規程	1
資料2	令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料3	令和5年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料4	申出書	7
資料5	大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	9
資料6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	11
資料7	令和5年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料8	非鉄金属製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料9	令和5年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側9-1～9-3） （使用者側9-4～9-5）	17 23
資料10	大阪府内の最低賃金リーフレット	27
資料11-1	令和5年春季賃上げ妥結状況（最終報）	29
資料11-2	令和5年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	37

大阪地方最低賃金審議会
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会」とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月13日から施行する。

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

この規程は、平成30年8月29日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月26日から施行する。

令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和5年7月28日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配慮し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和5年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和5年6月30日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表明年月日 改正申出年月日	申 出 者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備 考
改	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2,098	1,036 (49.4%)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	16,854	6,750 (40.0%)	労働協約ケース
正	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	全電線大阪地方協議会 議長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	4,886	2,927 (59.9%)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	53,841	23,949 (44.5%)	労働協約ケース
決	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	29,907	28,577 (95.6%)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14,067	5,663 (40.3%)	労働協約ケース
定	大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和5年2月23日 令和5年6月30日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	18,960	6,309 (33.3%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース (30年次5フレーム) から算出

資料3

2023年 6月30日

大阪労働局 局長

木原 亜紀生 様

全 電 線 大 阪 地 方 協 議 会

議 長 絹 田 伸 一

ア ル ミ 関 連 労 協

議 長 中 浦 太 一

全 国 伸 銅 労 働 組 合 連 合 会

会 長 森 義 仁

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記



1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

特定（産業別）最低賃金改正にあたり合意した労働者数 2,927 人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - ・清掃又は片付けの業務
 - ・ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、又は刻印の業務

以上

適用労働者数：4,886 人

3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改定決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	2,927人
-----------------------------	--------

大阪府における非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数	4,886人
--------------------------------------------------	--------

= 59.9% > おおむね3分の1 以上

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,072円/時間額

改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額 = 1023円/時間

6. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③その他申出に係る関係資料

以上



令和 4 年 10 月 31 日

大阪労働局長
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 6 日付け大労発基 0706 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りと結論に達し得なかつたので答申する。



大労発基 0704 第 2 号
令和 5 年 7 月 4 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
木原 亜紀生

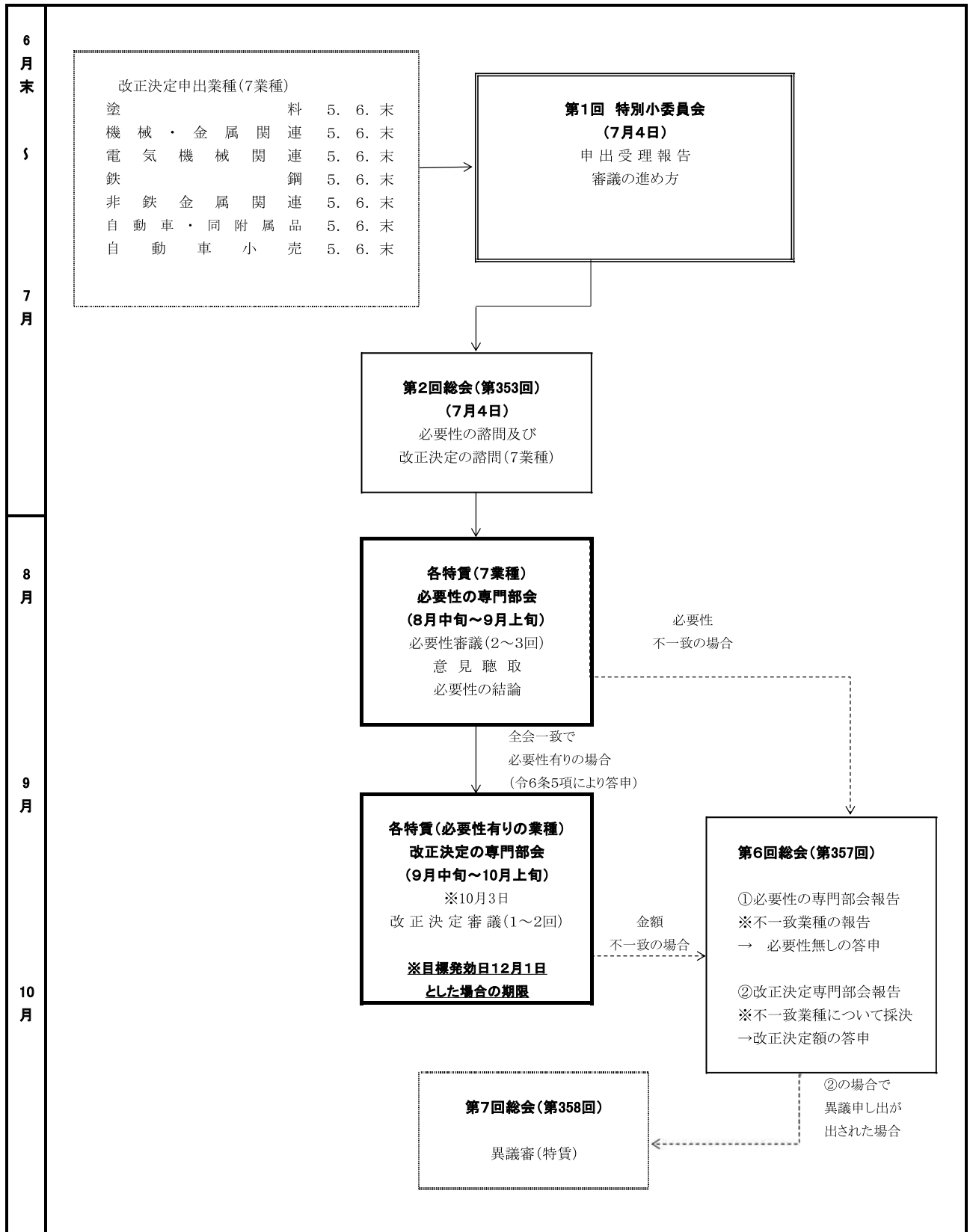
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和5年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ



非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業の改正申出にかかる
 企 業 内
 最 低 賃 金 に 関 す る 労 働 協 約 一 覧

現行法定最低賃金額
 時間額 993円

事業所番号	適用労働者数 (名)	所定労働時間数 (時間)	令和5年協約金額		
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)
A	2,063	157.58	190,000	—	1,205
B	334	157.58	169,000	—	1,072
C	530	159.33	175,700	—	1,106
合計	2,927				

※網かけ部分は、協定額のうち最低額。

令和 5 年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
労・使 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

産業全体の賃金を底上げし、魅力を高め、人材を確保・定着を図る観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点などから、賃金水準の改善に取り組む必要がある。具体的には、若年層の定着率の向上や、従業員のモチベーション、産業の技術を継承するうえでも、特定最低賃金を引き上げるべきと考える。

また、地域別最低賃金と特定最低賃金は、対象者、役割・機能ともに異なる制度であり地域別最低賃金が大幅に引き上げられても、特定最低賃金の代わりを果たすことはできないため、底上げが必要である。

2. 上記 1 の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

電線産業の動向は、2023 年 5 月 22 日に（一社）日本電線工業会が公表した統計データによると、2022 年度の銅電線出荷量は、内外需計 61 万 9600 トン（前年度比▲1.7%）、内需 60 万 2,200 トン（同▲2.4%）、外需 1 万 7,400 トン（同+30.5%）となり、内外需ともに前年度を下回りました。

2023 年度電線需要見通しについては、建設・電販部門ではコロナ禍による工事延期の解消や大型都市開発、工場建設、大阪・関西万博関連需要により増加が期待されること、自動車部門では、半導体不足や資材、輸送費高騰などの影響を受けるが、回復基調が進むとみられることなどから、2023 年度の銅電線出荷量は、内外需計 64 万 5,000 トン（2022 年度見込み比+2.9%）、内需 62 万 5,000 トン（同+2.6%）、外需 2 万 0,000 トン（同+13.0%）と、前年度を超える予測がされています。

電線関連産業の上場 4 社の 2022 年度通期連結決算における各社の状況は、中国のロックダウン解除などコロナ禍に伴う規制緩和や、半導体不足の解消により、世界的に経済回復が進みました。銅価高・物価高・円安等により売上高については 4 社で増収となりました。利益面については、資材・エネルギー価格の高騰などあったものの、自動車の生産台数の回復や価格転嫁に伴い、4 社で増益となりました。

2023 年度通期連結決算の見通しは、売上高については 2 社で前年を上回り、営業・経常利益についても 3 社で前年を上回ると予測されています。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

全電線加盟単組（36 単組）の賃金構造維持分については、全単組で確保することができました。

賃金改善については、36 単組すべてで有額回答を引き出すことができ、そのうち 35 単組でベースアップを獲得しました。有額回答を得られた単組の単純平均は、6,104 円となりました。

初任給は 31 単組で回答を引き出し、引き上げ額は平均で 7,808 円、引き上げ後の水準は 173,058 円と大幅に引き上がり、企業内最低賃金も 27 単組で回答を引き出し、引き上げ額は平均で 8,734 円、引き上げ後の水準は 173,315 円となりました。

特定(産業別)最低賃金については、当該地域の状況を見ると、昨年の申出において7業種中5業種が「必要性なし」となるなか、「非鉄・電線」においても「必要性なし」となり、地域別最低賃金に対して優位性が保てない状況となりました。

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2023年4月21日に総務省統計局が公表した「2020年度基準 消費者物価指数」によると、2022年度平均の全国消費者物価指数(2020年=100)は、値動きの大きい生鮮食料品を除く総合指数が103.0(前年度比+3.0%)と、エネルギー価格の上昇が顕著であったことを受け、輸送コストや生産コストの増加から幅広い分野で価格上昇がみられ、前年を上回りました。

2023年5月9日に総務省統計局が公表した「家計調査」によると、2022年度平均(2人以上勤労者世帯)において前年度と比較すると、実収入、可処分所得、消費支出のいずれも実質で減少しました。

勤労者の生活実態は、コロナの影響が徐々に緩和するなかにあっても、止まらぬ物価の高騰、地政学的リスクや社会保険料などにより、現状の生活や将来への不安が増幅しています。

④その他

上記のような状況のなか、特定最低賃金は産業の魅力を高め人材を確保する観点や、格差の拡大と二極化が進むなか、産業内における未組織労働者・非正規労働者を含めた勤労者全体の賃金向上を図るうえで賃金の下支え機能としての役割が一層重要性を増しているものと考えます。

地域別最低賃金を見据えるのではなく、特定最低賃金が産業の賃金をあげ優位性を持つこと自体が、人材獲得での競争力向上につながり、産業の発展のためには不可欠と考えます。

3. その他

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏 名：全電線 中央副書記長 小嶋 美徳

記述年月日：2023年7月10日

令和 5 年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
労・使 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

- ・非鉄金属産業は大阪府の製造業の中で高い構成比を占めている「金属製品産業」や「鉄鋼業」と仕事の内容・求められる技量は変わりません。

アルミ関連労協内の各企業においては、中途採用を含む社員の採用も少なく、採用したとしても定着率が悪く、従業員の高年齢化が進んでおり、人手不足が顕著です。熟練技能の継承や人材確保のためにも、大阪府の地方賃金に対し優位性を確保するためにも特定最低賃金の引き上げが必要と考えます

2. 上記 1 の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

- ・アルミ圧延品の生産は、対前年比マイナス傾向ですが、出荷については、自動車向けが対前年プラスとなっており、アルミは脱炭素社会に向けて、車体の軽量化を中心に需要が高まると見込まれています。
- ・エネルギーコストの増加や地金価格が下落傾向になったことに伴う棚卸資産影響の悪化等により、アルミ圧延各社は厳しい状況が続いているが、2023年春闘においては、各社ベースアップを実施している。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2023年アルミ関連労協（大阪府下の5労組）春闘の結果

平均賃上げ額：約8,600円（昨年比：約+4,000円）（単純平均）

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- ・電気・ガス価格の緩和対策事業が9月で打ち切られるますが、エネルギー価格は高騰したままの中、賃金の伸びが追いついておらず、生活はますます苦しくなっていくと思われる。

3. その他

- ・カーボンニュートラルによる自動車のEV化と自動車や鉄道車両等の軽量化が進んでいる。また、脱プラにより飲料品の容器がペットボトルからアルミ缶へのシフトが進んでおり、アルミの需要はさらに増加すると考えられ、今後も多方面への需要展開が見込まれている。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名： 西 田 勝 彦

記述年月日：2023年 7月 21日

令和 5 年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
労 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

- ・非鉄金属産業は大阪府における非鉄金属等製造業で働く労働者の賃金は労働組合が有る組織化された企業においては今春闘時の賃金引き上げは満額回答が出るなど賃金水準は大幅に引き上げられている。しかし、労働組合の無い中小は企業においては大阪府における最低賃金の水準で働く労働者も少なくない。
また、企業内最賃の協定を結んでいる企業では高卒初任給の時給額は優に 1,000 円を超えており特定最賃の引き上げは可能と考える。
- ・優秀な人材を確保するためのも特定最賃の引き上げは必要と考える。
- ・特定最賃の基本的な考えである基幹的労働者を定めることにより大幅な引き上げ額が可能と考える。
- ・物価高騰により生活困窮に陥らないよう引き上げを求める。

2. 上記 1 の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

伸銅品の 2022 年暦年の生産量は約 72 万 5 千トンとなりした。特に半導体不足による自動車の減産が大きく響き前年を下回る結果となりました。

今後、従来 of 需要分野の回復に加えて、EV、5G、IoT、DX、新エネルギー、抗菌などの需要拡大が進むものと期待しています。

日本伸銅協会の伸銅品の 2023 年度伸銅品需要見通しは、74 万 1 千トン（2022 年度比 +1.4%）と予想しています。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

全国伸銅労働組合連合会の 2023 春闘結果では賃金引き上げは満額回答が出るなど殆どの単組で昨年を上回りました。結果、平均で 8,004 円（前年比 +1,094 円）となりました。年間一時金も前年比を大きくプラスとなり結果、平均で 1,335,030 円（前年比 +263,772 円）となりました。

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

エネルギー費の上昇により、公共料金の値上げやガソリン価格の上昇、更には食料品の値上がで私たちの生活に直結し大きな影響を及ぼしています。賃金の底上げが必要です。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名： 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義 仁

記述年月日：2023 年 7 月 13 日

令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
労・使側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。
雇用情勢に改善の動きがみられるものの、景気の先行きは依然として不透明であり、当
特定最低賃金の今回改正の必要性はないと考える。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

電線工業会がまとめた2022年度の銅電線出荷数量は前年度比1.7%減の61万9千トンと2年ぶりに減少した。ここ数年、61万8千トンを記録した1974年度並みの低水準が続いている。自動車と輸出部門がプラス基調を維持するも、総量の約5割を占める建設・電販のほか、電気機械、電力、通信といった各部門が全体を押し下げた。

電線各社は、業態による差が大きく、一括りに総括することはできないが、業績は回復しているものの全般的に利益水準は低く、引き続き、持続的・安定的な収益体質への転換が急務となっていることに変わりはない。また、収益の柱を海外に依存している会社も多く、世界経済の影響を大きく受けることから、多くの下振れリスクを抱えており、「先行きは依然不透明で、極めて不確実性が高い」と言わざるをえない状況にある。

2023年度は、世界的な金融引き締めが進む中での金融資本市場の変動や物価上昇、高水準で推移する資源価格や原材料価格、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中国での経済活動抑制の影響が依然として残る中で、先行きは不透明な状況であり、経営資源に余裕のない中堅・中小の各社は更なる合理化努力を必要とすることは明らかである。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2023年春季交渉については、大手メーカーにおいては、足元の物価上昇の影響もあり3%を超える賃上げ水準であったものの、足下、予断の許されない経営環境にあつて、中堅・中小においては、さらなる賃金改訂の原資確保が経営を大きく圧迫することになるものと判断される。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2022年に引き続き、消費者物価指数（生鮮食料品を除く）が上昇している中で、個人消費は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、コロナウイルス5類移行を受けて、経済社会活動の正常化が進む中で、持ち直していくことが期待されるが、ロシア・ウクライナ情勢、中国の経済動向の影響等、日本経済は先行き不透明な状況にある。

④ その他

特になし

3 その他

特になし

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 安永 朋功

記述年月日：令和5年7月31日

令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属・銅合金圧延業、電線・ケーブル業 最低賃金
労・使側	

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

最低賃金については、昨年に引き続き、全国平均時間給を1,000円に引き上げるべく、検討が進められ、41円引き上げるとする目安が中央最低賃金審議会から答申された。上昇率にして4.3%であり、昨年度後半の物価上昇率と同等の数値となっている。大阪府においてこれを当てはめると1,064円/時となり、これを月収ベースに（160時間/月労働と仮定）すると約170千円/月となる。大阪労働局が公表した2023年3月高校新卒採用者の初任給184千円/月（1000人以上企業・産業計、毎月決まって支払われる各種手当を含む）と比べても大きな差ではなく、今後は最低賃金の改定に合わせて初任給の見直しを行う企業が増加することも想定される。

昨年の本委員会でも議論したところであるが、特定最低賃金は、最低賃金と差を付け、魅力のある処遇とすることで優秀人材を確保することを大きな一つの目的としてきたところ、最低賃金の上昇によって、最低賃金が企業の高卒初任給に近づきつつあることや、一昨年までの状況を踏まえると最低賃金と特定最低賃金の差は1～2円/時に留まっており、賃金で優位性を確保しているとは言い難い。一方で、グローバル競争がますます激しくなる中において、本部会に属する業界の事情、優先課題は様々であり、同一の土俵で議論し、一律的に賃金を引き上げることは望ましくない。産業別ではなく、個別の企業における労使間協議によって賃金も含めた魅力ある労働条件を作り上げていくべきと思料する。

従って、本年度においても、特定最低賃金の改正は必要無いと考える。

- 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2022年度の伸銅品生産量は2021年度比6.0%減の72.5万トンとなり、コロナ禍前の2019年度（73.7万トン）と比較して▲1.2万トンとなった。本年3月に日本伸

銅協会から発表された 2023 年度の伸銅品需要見通しは 74.1 万トンと 2022 年度比 +1.4%となっている。7 月 25 日の伸銅協会の月別生産量速報値では各月の生産量は昨年同時期と比較して 12~21%の減産で推移しているが、自動車生産の回復により車載用ユーザー等の在庫調整が進み、夏以降の受注の回復を見込んでいる。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

連合が公表した 2023 年春季労使交渉において、製造業の企業内最低賃金は、164 千円から 169 千円（闘争前協約有）とアップした。しかしながら、地域によっては最低賃金を下回るため、今後、更に見直しが見込まれることとなる。

また、製造業の高卒／生産技能職の初任給については、春季労使交渉前が 171 千円であったところ、177 千円に改定されており、各企業がそれぞれの状況を踏まえて処遇の改善（賃金改善）を行なっている。

非鉄金属業界においては、2023 年の賃金改善（回答）額は 3,500 円／月～10,000 円／月と会社によって大きな差が出ており、ここでも各社の状況が反映された結果となっている。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2022 年 5 月分の全国の消費者物価指数の総合指数は、2020 年を 100 として 105.8。前年同月比は 3.2%の上昇、前月比同水準となっている。

最低賃金の改定率を比較すると、2023 年の最低賃金は 2020 年比+10.3%、2022 年比+4.0%となっており、いずれも物価指数を上回るアップ率となっている。

④ その他

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

三菱マテリアル株式会社三宝製作所

氏名 事務部長 伊藤 香代

記述年月日：令和 5 年 7 月 31 日

令和4年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,023円 (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,031円 (令和4年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務 (3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業	1,028円 (令和4年12月1日)	
鉄鋼業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	備 考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車・同附属品製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車小売業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(2)



(3)



(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



令和5年6月5日(月)午後2時

連絡先
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・松浦
▽直通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:419組合(加重平均)】

【調査時点:5月24日現在】

□ 妥結額 10,792円(前年:5,967円)

□ 賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額が10,000円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となる。
- 企業規模別の妥結額は、全ての規模で前年より大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組を調査対象として実施し、5月24日までに妥結額が把握できた528組のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな419組(123,381人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1) 経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

- ・岸田総理は、令和4年11月10日に開催された「第12回新しい資本主義実現会議」において、「来春の賃金交渉に向けた賃金引き上げについては、その成果に、成長と分配の好循環の実現が懸かっている」として、労使に対して、「物価上昇を特に重視すべき要素として掲げ、これに負けない対応を強く願います」と述べ、2023春闘における賃上げの実現に期待感を示しました。
- ・また、令和5年1月4日の年頭記者会見において、「成長と分配の好循環の中核である賃上げを何としても実現しなければならない。この30年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウは起きなかった。この問題に終止符を打ち、賃金が毎年伸びる構造をつくる。今年の春闘について、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」と述べました。

〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和4年12月1日に公表した「2023春季生活闘争方針」をふまえ、「物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ生活がより厳しい層への手当てが不可欠である。各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げ5%程度を目標に取り組んでいく」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和5年1月1日の日本経済新聞社などの年頭インタビューにおいて、「物価を重視して賃上げの努力をするのは企業の責務だ。賃上げのきっかけは(資源高や円安による)コストプッシュ型かもしれないが、持続的な物価と賃金上昇の好循環につなげることが一番大切だ。できるだけ(基本給を底上げする)ベースアップを中心にやってほしいと会員企業に呼びかける」と述べました。

〈経済的背景〉

- ・内閣府は、令和5年1月25日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、また、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

- ・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月15日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書（2023 春季生活闘争の方針と課題）」（令和4年12月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来づくり春闘」に向けて、短期的な視点からの労働条件決定にとどまらず、20年以上にわたる賃金水準の低迷、その中で進行してきた不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などの中期的な分配構造の転換を射程に入れた従来のフレームに急性インフレと慢性デフレが重なった「物価上昇への対応」という新たな要素を加えて方針を組み立てた点が特徴。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる賃金水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 ・所得階層別にみると下位20%の勤労者世帯では、「勤め先収入」と給付金や子ども手当などの「社会保障給付」だけでは生活が賄えず赤字になっていることから、デフレマインドを払拭し、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進める。 ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ分3%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%程度 ・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。 ・水準は、勤続17年相当で時給1,750円、月給288,500円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。 ・締結水準は、時給1,150円以上をめざす。 <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「23年国民春闘 方針」（令和5年1月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価変動を考慮した実質賃金が前年同月比1.3%減少し、6ヵ月連続のマイナスとなった。 ・名目賃金は緩やかに増えているが、それ以上に物価高騰が進んでいるため、実質賃金が減る構図となっている。 ・企業は利益を賃金に回さずに内部留保を溜め続けており、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加した。 ・正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめざすベースアップをめざす。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ要求：月額30,000円以上、時間額190円以上 ・最低賃金要求：月額225,000円以上、時間額1,500円以上 	<p>○経団連「2023年版経営労働政策特別委員会報告」（令和5年1月） 〈連合「2023 春季生活闘争方針」への見解〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合が2023春闘方針で示しているデフレからの脱却や「人への投資」、日本全体の生産性引き上げの必要性、サプライチェーンにおける取引適正化の推進など、基本的な考え方や方向性、問題意識の多くは経団連と基本的に一致。 ・「賃上げ分3%程度、定昇分含め5%程度」などの賃金要求指標は、賃金引き上げのモメンタムが始まったとされる2014年以降の賃金引き上げ結果と比べて大きく乖離。建設的な賃金交渉をめざす観点から、要求水準自体については慎重な検討が望まれる。 <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023の春季労使交渉においても、「賃金決定の大原則」に則って検討する方針は堅持。その上で、自社の経営状況を労使で正しく共有した上で、様々な考慮要素のうち「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を呼び掛けていく。 ・「人への投資」として「賃金引き上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」を積極的に検討し、成長の果実を働き手に適切に分配することが必要。 ・「賃金引き上げ」では、月例賃金や諸手当、賞与、一時金を柱として自社に適した方法の検討・実施、「総合的な処遇改善・人材育成」では、エンゲージメント向上を軸に「働きがい」と「働きやすさ」に資する諸施策の導入・拡充が必要。 ・労使は「闘争」の関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーとの認識の下、経団連はわが国が抱える社会的課題の解決に向けて未来を「協創」する労使関係をめざしていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 10,792 円(前年:5,967 円)、賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)となり、妥結額が 10,000 円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、8,213 円(対前年比:2,737 円増、50.0%増)

「300 から 999 人」が、9,883 円(対前年比:4,016 円増、68.5%増)

「1,000 人以上」が、11,241 円(対前年比:5,215 円増、46.4%増)となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が11,475 円、非製造業の妥結額平均が10,029 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(10,792 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「機械器具(14,095 円)」、「輸送用機械器具(12,605 円)」、「化学(12,503 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(7,611 円)」、「非鉄金属(7,979 円)」、「運輸業・郵便業(8,340 円)」等となりました。

■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計 組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

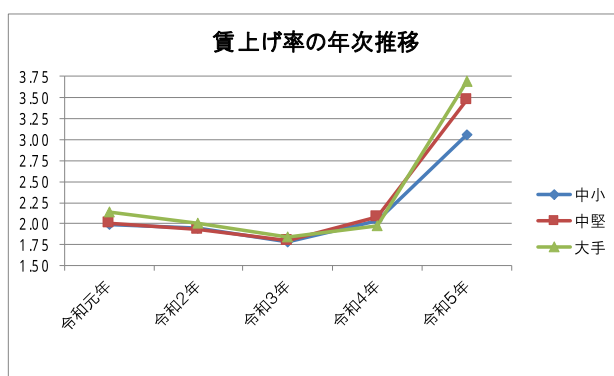
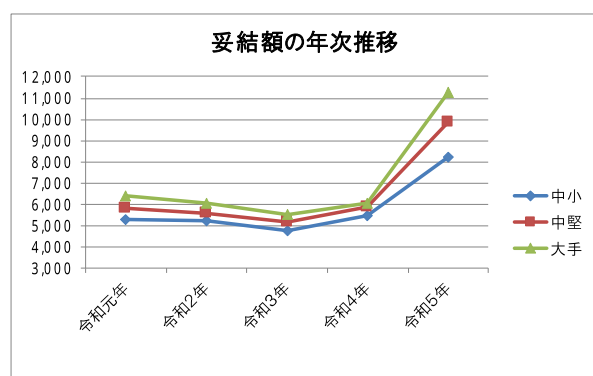
令和5年は、401組合の集計結果を表しています。

■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	18	297,173	8,179	2.75
	30～99人	87	256,513	7,537	2.94
	100～299人	107	271,377	8,416	3.10
299人以下		212	268,403	8,213	3.06
300～999人		77	283,982	9,883	3.48
1,000人以上		130	303,611	11,241	3.70
総平均		419	297,853	10,792	3.62

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75
	30～99人	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94
	100～299人	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10
299人以下		5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06
300～999人		5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48
1,000人以上		6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70



※各年の妥結額は、その年の最終報時点、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況（集計組合数:419組合）【加重平均】

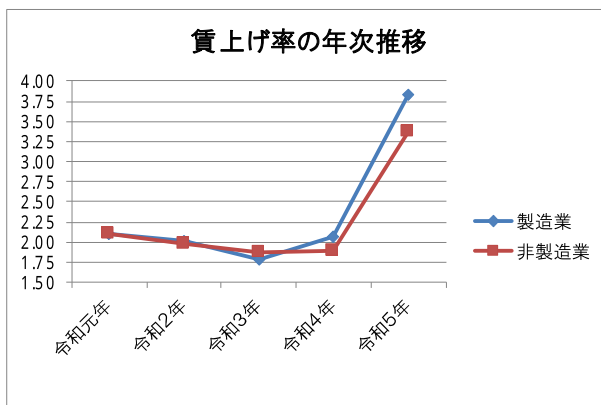
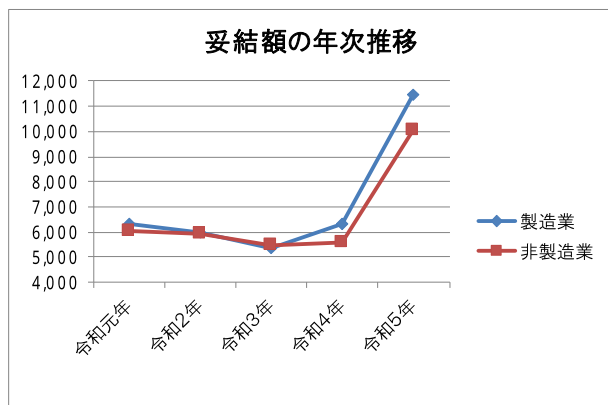
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
全産業計	419	123,381	297,853	10,792	3.62	14,412	
製造業	製造業平均	303	65,079	299,194	11,475	3.84	13,876
	食料品・たばこ	27	4,665	297,829	11,380	3.82	13,922
	繊維、衣服	29	4,647	288,730	11,247	3.90	14,458
	木材、家具・装備品	3	500	279,137	9,644	3.45	12,700
	パルプ・紙・紙加工品	6	505	276,675	11,486	4.15	12,009
	印刷・同関連	7	814	253,832	4,601	1.81	9,620
	化学	36	3,994	305,037	12,503	4.10	14,773
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	3	593	251,381	8,968	3.57	17,160
	ゴム、皮革製品	3	200	240,953	4,820	2.00	8,741
	窯業・土石製品	2	81	240,364	13,161	5.48	9,173
	鉄鋼	32	6,434	295,493	10,554	3.57	12,762
	非鉄金属	15	1,321	279,042	7,979	2.86	12,551
	金属製品	46	8,900	267,741	8,507	3.18	11,255
	機械器具	67	16,687	316,485	14,095	4.45	15,921
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	10,054	3.40	
	電気機械器具	10	2,549	287,892	11,719	4.07	14,146
	情報通信機械器具	1	12	332,550	12,400	3.73	19,400
	輸送用機械器具	12	11,162	318,867	12,605	3.95	13,875
	その他の製造	3	2,005	291,934	4,800	1.64	11,146
非製造業	非製造業平均	116	58,302	296,355	10,029	3.38	15,127
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	246,966	11,814	4.78	15,000
	建設業	3	1,627	304,880	10,374	3.40	13,701
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,407	309,027	7,611	2.46	19,062
	うち、通信・放送	1	373	249,722	11,000	4.40	28,000
	うち、情報サービス	1	11	170,853	3,000	1.76	10,000
	うち、情報制作(出版等)	15	1,023	332,136	6,425	1.93	15,293
	運輸業・郵便業	28	14,017	307,869	8,340	2.71	13,525
	うち、私鉄・バス等	5	8,860	306,844	8,453	2.75	
	うち、道路貨物輸送	13	4,816	313,785	8,035	2.56	13,338
	うち、郵便業						
	うち、その他	10	341	250,935	9,694	3.86	17,015
	卸売・小売業	47	32,265	293,845	10,258	3.49	14,797
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、金融・保険業						
	うち、不動産業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	1	467	274,220	5,062	1.85	5,062
	飲食店、宿泊業	2	651	232,337	9,596	4.13	11,837
	生活関連サービス業、娯楽業	2	30	295,900	11,148	3.77	14,136
	医療、福祉、教育、学習支援業	6	330	296,828	6,568	2.21	26,950
	うち、教育・学習支援業	4	123	276,533	6,063	2.19	24,862
	うち、医療・福祉	2	207	308,887	6,868	2.22	28,191
	複合サービス事業、サービス業	8	4,691	290,367	10,959	3.77	18,256
	うち、複合サービス事業	2	2,175	268,667	7,016	2.61	19,224
	うち、自動車整備・機械修理	1	4	399,350	5,000	1.25	2,000
	うち、賃貸・広告業						
うち、その他	5	2,512	308,983	14,383	4.65	17,436	

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないと思われることから、結果の利用にはご留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな401組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84
非製造業	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和5年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
第1報	4月3日	657組合	567組合	195組合	171組合	117組合	101組合
		19,271円	14,213円	9,263円	5,918円	10,739円	6,403円
第2報	4月19日	726組合	657組合	428組合	377組合	291組合	273組合
		18,965円	13,934円	8,348円	5,200円	9,615円	5,838円
第3報	5月12日	761組合	706組合	544組合	478組合	427組合	413組合
		18,747円	13,839円	8,126円	5,226円	8,837円	5,315円
最終報	6月5日	771組合	735組合	555組合	514組合	528組合	479組合
		18,703円	13,652円	8,323円	5,227円	8,500円	5,227円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	74組合	年間一時金	1,258,776円
妥結	186組合	夏季一時金	655,036円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和5年6月16日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・松浦

▽直通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月24日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:357 組合)

【全体結果】(表1)

項目	令和5年	令和4年	対前年比
妥結額	11,060円	6,342円	4,718円増 (74.4%増)
賃上げ率	3.70%	2.10%	1.60ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
- すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。

また、製造業では全業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月24日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた419組合*のうち、前年の妥結額についても把握できた357組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

*この419組合を対象とした加重平均結果については、6月5日公表の令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:357組合】

(1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額11,060円(前年:6,342円)と、対前年比4,718円増・74.4%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比2,935円増・54.2%増(令和5年:8,349円 令和4年:5,414円)

「300から999人」が、対前年比4,361円増・73.0%増(令和5年:10,332円 令和4年:5,971円)

「1,000人以上」が、対前年比4,956円増・76.3%増(令和5年:11,452円 令和4年:6,496円)となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和5年	令和4年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	7,680	4,507	3,173	70.4	
	30~99人	73	7,503	4,948	2,555	51.6	
	100~299人	89	8,632	5,581	3,051	54.7	
299人以下		177	8,349	5,414	2,935	54.2	↗
300~999人		64	10,332	5,971	4,361	73.0	↗
1,000人以上		116	11,452	6,496	4,956	76.3	↗
総加重平均		357	11,060	6,342	4,718	74.4	
総単純平均(参考)			9,537	5,795	3,742	64.6	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 11,878 円(対前年比 4,891 円増、70.0%増)、非製造業が 10,123 円(対前年比 4,520 円増、80.7%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 17 業種全てでプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増加率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増加率の高かった上位 3 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	↗	スーパー、コンビニ事業を展開する一部大手組合においてマイナス妥結となっているものの、家電・自動車・飲料品・食料品・百貨店などの小売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗	食肉加工品製造等を営む一部中堅組合においてマイナス妥結となっているものの、食料品・飲料品の製造・卸売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗	各種機械器具の開発・製造を営む一部中堅・中小組合においてマイナス妥結となっているものの、9割を超える大手・中堅・中小組合でプラス妥結となっている。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上あった 11 業種全てでプラス傾向となりました。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	265	59,977	11,878	6,987	4,891	70.0	↗
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗
繊維、衣服	24	4,534	11,370	6,714	4,656	69.3	↗
木材、家具・ 装備品	2	479	9,848	4,515	5,333	118.1	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	4	371	13,594	5,937	7,657	129.0	↗
印刷・同関連	4	228	7,581	4,111	3,470	84.4	↗
化学	33	3,760	12,267	7,023	5,244	74.7	↗
石油・石炭製品							↘
プラスチック製品	3	593	8,968	8,027	941	11.7	↗
ゴム、皮革製品	3	200	4,820	4,210	610	14.5	↗
窯業・土石製品	2	81	13,161	3,999	9,162	229.1	↗
鉄鋼	27	5,690	10,794	7,431	3,363	45.3	↗
非鉄金属	13	970	8,115	6,626	1,489	22.5	↗
金属製品	41	8,527	8,570	6,145	2,425	39.5	↗
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗
電子部品・ デバイス	1	10	10,054	5,780	4,274	73.9	↗
電気機械器具	9	2,509	11,823	5,642	6,181	109.6	↗
情報通信 機械器具							↘
輸送用機械器具	11	11,050	12,622	7,078	5,544	78.3	↗
その他の製造	2	359	8,471	5,252	3,219	61.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-2) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	92	52,356	10,123	5,603	4,520	80.7	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利	1	25	11,814	5,000	6,814	136.3	↗
建設業	2	533	2,932	3,310	▲ 378	▲ 11.4	↘
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↗
うち、通信・放送 うち、情報サービス うち、情報制作(出版等)	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↘
運輸業・郵便業	23	13,576	8,311	4,744	3,567	75.2	↗
うち、私鉄・バス等	5	8,860	8,453	5,515	2,938	53.3	↘
うち、道路貨物輸送	10	4,434	7,987	3,247	4,740	146.0	↘
うち、郵便業							↘
うち、その他	8	282	8,951	4,045	4,906	121.3	↘
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↗
うち、金融・保険業 うち、不動産業 うち、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↘
学術研究、専門・技術サービス業	1	467	5,062	6,063	▲ 1,001	▲ 16.5	↘
飲食店、宿泊業							↘
生活関連サービス業、娯楽業	2	30	11,148	3,694	7,454	201.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↗
うち、教育・学習支援業 うち、医療・福祉	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↘
複合サービス事業、サービス業	5	4,129	11,500	9,429	2,071	22.0	↗
うち、複合サービス事業 うち、自動車整備・機械修理 うち、賃貸・広告業 うち、その他	1 4	1,639 2,490	6,992 14,467	3,500 13,332	3,492 1,135	99.8 8.5	↘

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないこととみられることから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。